

議会 だより

議長・副議長挨拶、新議会構成	2・3
3月定例会	4・5
各常任委員会	5~7
現地視察	7
一般質問	8・9
美浜町議会基本条例	10~15
小学校卒業式・入学式、編集後記	16

議長あいさつ

議長 松田うめ子



この度、議員各位の信任により議長に就任させていただくことになりました。その職責を全うすべく誠心誠意務めさせていただきます。

3月議会においては、長年審議を重ねてきた、美浜町議会基本条例が制定されました。美浜町議会の最高規範として、議員各位の自己研鑽と資質の向上を目指し、開かれた議会、行動する議会に取り組んでまいります。

さて、現在美浜町は長年共生の立場を取ってきた原子力政策は、1・2号機の廃炉、3号機については、審査期限が本年11月と迫っていることなど、大きな節目となっております。また、人口減少対策、若者の定住促進を図るため、産業団地の整備、住宅団地の整備を進めています。本年度からは、企業誘致や、販売が本格化してまいります。多くの課題がありますが、皆様の負託に応え、信頼される議会を目指し全力で臨む覚悟ですので、よろしく申し上げます。

最後になりますが、美浜町は海があつて、山があつて、湖もあり、そこにはおいしい食材があつて、本当に美浜は素敵な町です。今一度この町の良さを見直し、そして、美浜人としての誇りを、お互いに持ち直してみたいと思います。

平成28年美浜町議会構成が変わりました

美浜町議会構成図

議長
松田うめ子
副議長
川畑 忠之

議会運営委員会
◎藤本 悟
○梅津 隆久
河本 猛
浜野 健治
兵庫 賢一
飯田 豊

予算決算常任委員会
◎川畑 忠之
○梅津 隆久
河本 猛
辻井 雅之
野瀬 雅己
浜野 健治
崎元 良栄
山口 和治
藤本 悟
兵庫 賢一
竹仲 良廣
辻 健一郎
飯田 豊

総務文教常任委員会
◎梅津 隆久 ○野瀬 雅己
川畑 忠之 藤本 悟 竹仲 良廣
辻 健一郎 飯田 豊

◎…委員長
○…副委員長

副議長あいさつ

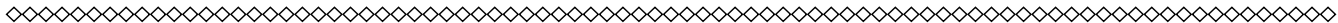
副議長 川畑 忠之



町民の皆様には、日頃から町議会に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。このたび、3月の美浜町議会定例会におきまして、副議長に就任させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

現在、人口減少社会の到来により、地域においては危機感が高まる中、人口減少の克服と地域の活性化による「地方創生」の取り組みが、国・地方の最重要課題となっております。

美浜町には、南の美しい里山から清らかな水が流れる耳川があり、東の山々から未来を照らす朝日が輝き、北の若狭湾には澄み切った美しい砂と海の青さがあり、西には何度行ったり来たりして眺めても見飽きない美しい三方五湖があります。この自然あふれる豊かな美浜町を、人口減少で衰退させたくない気持ちでいっぱいです。そのためにも、みはま創生戦略、エネルギー環境政策、みはまブランド開拓等を、行政と議会が一つになって推進していく必要があるのです。そして、町民一人ひとりが町づくりの主役として、絆を深め、地域づくりに参加できれば、少しでも人口減少の歯止になり、美浜町のより一層の発展につながると思います。豊かで活気ある町、健やかで温もりある町を目指し、頑張ってくださいと思います。皆様の温かいご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



嶺南広域行政組合議会

川畑 忠之
松田 うめ子

福井県後期高齢者医療広域連合

松田 うめ子

公立小浜病院組合議会

梅津 隆久
辻井 雅之
野瀬 雅己

敦賀美方消防組合議会

河本 猛治
浜野 健治
崎元 良栄
兵庫 賢一

美浜・三方環境衛生組合議会

川畑 忠之
山口 和治
竹仲 良廣
松田 うめ子
辻 健一郎
飯田 豊

議会広報特別委員会

◎野瀬 雅己
○河本 猛治
浜野 健治
山口 和治
兵庫 賢一
竹仲 良廣
辻 健一郎

原子力発電所特別委員会

◎飯田 豊悟
○藤本 隆久
梅津 雅之
辻井 雅之
崎元 良栄
兵庫 賢一
松田 うめ子

産業厚生常任委員会

◎浜野 健治 ○河本 猛

辻井 雅之 崎元 良栄 山口 和治

兵庫 賢一 松田 うめ子

3月定例会 (3月8日～25日)

3月定例会が、8日から25日まで18日間の会期で開催し、平成27年度補正予算、28年度当初予算及び条例制定など39議案を可決いたしました。また、議会基本条例を制定いたしました。

平成27年度 一般会計3月補正予算概要

予算規模	補正額	3億5,797万円	補正後 予算総額	96億2,095万円
------	-----	-----------	-------------	------------

◎ 歳出予算の内訳 (主要事項) (単位:万円)

款	主要事項	金額	事業概要等
総務費	庁内情報セキュリティ強化対策事業	2,668	個人情報流出事案及びマイナンバー制度導入に伴い庁内情報のセキュリティ強化を図る。
	ふるさと応援基金	963	基金積立金
	地方創生費	4,183	(地方創生加速化交付金) ○「美浜のへしこ」ブランディング推進事業 ○道の駅整備事業
民生費	年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業	4,103	低所得の高齢者向けの年金生活者等の支援 ・支給額:1人30,000円 ・対象人数:1,300人
農林水産費	若狹牛・高能力乳牛導入支援事業	173	県産畜産物の生産・販売を拡大し、収益性の高い経営を実現するため、若狹牛の導入等を支援する。(6頭)
	県営事業負担金	604	農村災害対策整備事業 (耳川左岸地区 排水路工事)
	基幹水利ストックマネジメント事業	200	基幹水利ストックマネジメント事業負担金 (雲谷頭首工 調査業務)
商工費	企業誘致事業	10,000	企業誘致助成事業基金積立金
消防費	要配慮者等屋内退避施設整備事業	20,300	放射線防護対策施設建築工事 原子力防災資機材購入費
教育費	放課後児童クラブ事業	6,100	基金積立金他

平成28年度 一般会計当初予算概要

予算規模	予算額	80億9,974万円	前年度比	12億4,222万円増 (18.1%増)
------	-----	------------	------	-------------------------

◎ 歳出予算の内訳 (主要事項) ★は新規事業 (単位:万円)

款	主要事項	金額	事業概要等
総務費	「ウェルカム美浜」 住まいるバンク活用事業	333	○空き家見学ツアー運営委託料 ○空き家リフォーム補助100万円×2戸
	エネルギー環境教育体験施設 整備事業	52,282	「体験を通してエネルギー環境教育を体系的に学べる施設」を整備の基本コンセプトとして、施設を整備するとともに、平成29年4月の開館に向け、管理運営方法等の検討を行う。
	ふるさと創造プロジェクト事業	2,867	新庄に広がる里地里山を活用した施設等を整備し、ふるさとづくりを行う。 ○湧水池取水施設整備 ○登山道整備 ○登山者用トイレ整備 ○獣肉処理加工施設整備 他
	がんばる美浜人応援事業	408	町の活性化に繋がる地域活動等を自主的、自立的に行う団体を町が支援する。 ○40万円×10団体
	★がんばる美浜人「創絆集」 サポート事業	600	○地域住民を対象に、地域の課題等を把握するためのヒアリングおよびアンケート ○専門家と連携し、先進地視察等実施 ○まちづくりに対するアドバイス等、相談窓口の設置

民生費	新たな出会い応援事業	357	①出会い・交流応援事業 ②結婚祝金事業 ③出会いの場・結婚イベント情報提供事業 ④結婚相談事業 ⑤魅力アップ講座 ⑥ライフデザインセミナーの実施 ⑦縁結美プロモーション事業の実施
	★わくわくキッズプログラム事業	85	通常保育とは別に、子どもの健やかな成長を促すための特色ある保育を進める。(英語学習など) ○外国人講師派遣業務委託料
農産 林業 水費	★いきいき農業サポートプラン推進事業	1,585	美浜町農業基本計画のアクションプランとして、「いきいき農業サポートプラン」を作成し、農業施策を実践し、計画の推進を図る。 ○農村振興事業補助 ○園芸振興事業補助 ○水稲耕作支援事業補助 ○水稲耕作機械整備補助
商工費	企業誘致促進事業	12,802	○企業訪問等旅費 ○企業誘致活動支援事業委託料 ○企業立地助成金
土木費	多世帯同居・近居住まい支援事業	1,400	○多世帯同居くリフォーム補助 ・補助金額:補助対象事業費×1/2 (補助金額上限:80万円)×5戸 ○多世帯近居く住宅取得支援 ・補助金額:100万円×10戸 (町独自の補助50万円)
	道の駅整備事業	431	道の駅整備計画を推進する。 ○先進地視察 ○道の駅策定業務委託料
教育費	小学校英語活動推進事業	1,594	小学校における英語活動の充実を図る。 ○外国人講師の派遣業務委託料(3名)
	地区公民館再生事業	874	地区公民館の充実を図り、地域コミュニティの強化に努める。 ○地区公民館館長、主事報酬 ○公用車購入費 他
	総合運動公園改修事業	34,360	○テニスコート改修実施設計業務 ○ボートハウス前遊歩道改修測量等 ○野球場改修工事(建屋等) ○運動場改修工事 他

予算決算
常任委員会

付託案件19件

●平成27年度美浜町一般会計補正
予算(第4号)

問 ふるさと応援基金積立金で寄附額の12%を一括代行サービス会社に支払をする形だが、寄附額が増えても、この経費率は同じか。

答 契約がそうなっているので変わらない。

問 美浜のへしこブランドイング推進事業についての詳しい説明を、首都圏等にもアピールを考えている。また、美浜へしこ組合が認証してシールやタグをつける検討をしている。

答 道の駅基本方針策定業務委託料の内容と時期は。

問 平成27年度から基本方針で地域コミュニティの強化や町民

答 ならでは「もてなし」が出来る場所や空間等のコンセプト案の作成を本年3月中に実施したい。平成28年度では、計画地の選定、運営方法や概略の検討、町民に対してアンケートの実施を考えている。

●平成28年度美浜町一般会計予算
【総務費】

問 防犯灯LED化推進事業で、金額が少ない説明を。

答 各集落にアンケート調査を実施した。その結果、初年度に200万円を予算化し、今後補助要綱の作成や要望調査を行いながら対応する。

【民生費】
問 新たな出会い応援事業の説明を。

答 出会い・交流応援事業で、出会いの場やイベント等の情報の提供、結婚相談、魅力アップ講座など男子力や女子力アップにつながる講座を開く。

【衛生費】
問 海岸漂着物撤去処分事業だが、漂着物放置されたままだが、地元からの要望を受けて適宜撤去を行う場合もあるが、冬の期間が終わった後に町内海岸の漂着物の状況を見て必要な場所については撤去を行っている。

答 消費者行政活性化事業は振り込め詐欺防止装置のことか。

問 電話機に取り付け、独居老人宅に電話があった場合、登録された番号以外からの電話であれば、警告メッセージが流れ、詐欺を防止する装置である。

【土木費】
問 ふれあい空間町並み活性化事業で、日向区の現場は、カーブがあるので事故の危険性が高いが施工方法は。

答 工事は用地だけではなく道路を含めた形で、見やすいように盛り土して改修整備を行う予定である。

以上の審査を終了し、19議案を承認しました。(川畑記)

●専決処分承認を求めることについて(美浜町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)

●固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

問 メールでの申請等は出来るのか。

答 メールを使う場合は弁明に限るという事で申請は想定していない。また、電子情報の運用については厳格に運用させて頂きたい。

●美浜町行政不服審査会条例の制定について

問 審査会の委員構成はどういう方が委員になるのか。

答 情報公開審査会や個人情報保護審査会の委員も5名以内で、国の基準から5名以内とした。選任する方は公正性を考慮し、行政相談員、顧問弁護士の方を考えている。

●美浜町行政不服審査関係手数料条例の制定について

問 印刷手数料はいくらぐらいになるのか。

答 片面印刷を一枚の単価として徴収したい。近隣市町では20円から50円もしくは実費と統一されていないが国の準則でカラー印刷は20円と設定した。

●行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

●美浜町人事行政の運営等の状況の

公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

問 職員の人事評価で上位の人の評価は誰がするのか。また、退職管理の状況についてとはどういう事か。

答 課長職の評価は、副町長が行っている。退職管理については、新しく加わったもので雇用接続と言う形になるのでその間の配慮を規定したものである。

問 民間では、再雇用を希望する場合は再雇用しなければならぬが、町職員についても考え方は同じか。

答 基本的には民間と同様である。再雇用についても十分配慮して取り組んでいきたい。

●美浜町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

問 美浜町の給料全体のことだが例えばケアマネージャーや学校支援員の臨時職員の賃金は安いのではないか。

答 非常勤の職員の単価は、職種や勤務状況に配慮したり福井県の最低賃金も考慮している。保育士については二つの単価を設定しており、3年以上の実務経験がある者は時給1050円で、月額約17万7千円それ以外は時給910円で、月額約15万4千円で、本町の行政職1級の経験年数に照らして決めている。

問 給与体系だが8級制まで使えないのか。

答 県内の町は、職責との関係から8級制を使うのは難しいので、すべて6級制になっている。

●美浜町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

問 公民館長と歴史文化館の館長は兼務という事だが、報酬はどの様に考えているのか。

答 しばらくの間は北西郷公民館以外は、十分兼務可能と考える。今後充実していけば兼務を解くことを考えている。

●美浜町放課後児童クラブ整備事業基金条例の制定について

問 祖父母がいる家庭は放課後児童クラブに応募しても入れるのか。出来るだけ門戸を広げて行きたいと考えるが、定員を超える場合については、家庭の状況を把握し優先順位を付けさせて頂く。

●美浜町歴史文化館の設置及びび管理に関する条例の制定について

問 運営委員会の10名は多いのではないか。また、報酬やその規定はどの様になるのか。

答 文化財保護委員会5名を中心にアを出して頂く委員を考えている。報酬など詳細は今後考えていきたい。

●美浜町西郷健康ひろばの設置及びび管理に関する条例の制定について

問 使用料に照明の料金が含まれていないがどうしてか。

答 ゆうあい広場は水銀灯なので電気料金を別設定しているが

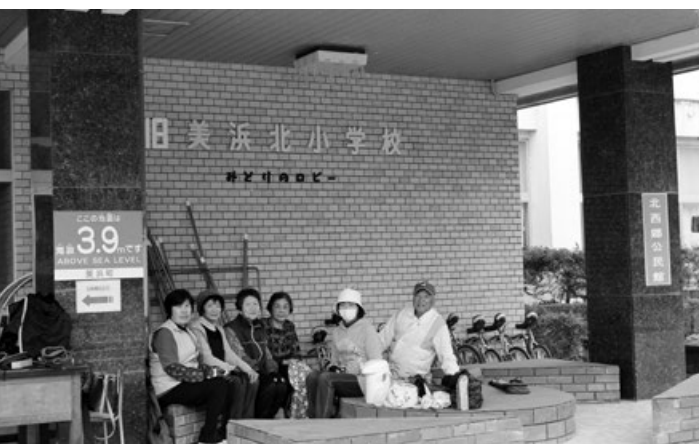
この施設はLED照明を採用し電気料金が安くつくため利用しやすい様、使用料に含めて設定している。

問 使用料の設定は一面当たりとなっているが、体育館は一人当たりという設定ではなかったか。

答 運動器具等は一面当たりとなっているが、全体の使用料は基本的に一面当たりとなっている。

●美浜町公民館の設置及びび管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

問 地域のニーズを考慮しやっただと思うので、語学講座等行政がある程度主導し機能する公民館にして頂きたい。



北西郷公民館

答 地区住民の熱意や盛り上がり
が大切で、行政がお膳立てす
るのではなく行政が指導や動機付け
をしながら地区住民の主導で活動で
きる公民館にしていきたい。

●美浜町民水泳プールの設置及び管
理に関する条例を廃止する条例の
制定について

●福井県市町総合事務組合規約の変
更について
以上の審査を終了し、14議案を承
認しました。(梅津記)

産業厚生
常任委員会
付託案件5件

町道川東29号線を整備

●美浜町町道川東29号線道路改良事
業基金条例の制定について

問 改修の範囲はどこまでか。

答 延長は藤ノ木橋から130m
の区間で平成28年度中に着工、
完成の予定で進められている。

●美浜町産業団地事業特別会計減債
基金条例の制定について

問 減債基金の積立期間、金額及
び、売れ残った場合の金額負
担はどうか。

答 期間は平成25年度から平成35
年度までで、県からの無利
子償還金8億9千万を積み立てる。
売れ残った場合の負債は一般財源
とする。

●美浜町企業誘致助成事業基金条例
の制定について

問 町から助成した企業について、
経営状態をチェックする体制
は整っているのか。

答 条例に基づいて助成した企
業については、しっかりと
チェック機能を果たしていく。

●美浜町家庭的保育事業等の設備及
び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定につ
いて

問 美浜町が所有する保育施設と
対比してどのような違いがあ
るのか。

答 この条例は美浜町の施設に該
当しない。町の保育士は充足
している。

美浜町デイサービスセンターは
社会福祉協議会が継続

●美浜町デイサービスセンターの指
定管理者の指定について

問 指定管理者の継続であるが、
現在の方式で課題はないのか。

答 美浜町のデイサービスセン
ター「ほほえみ」は経費の
収支バランスも取れ、ケアマネー
ジャーも充足しており、更に利用者
のケアプランもしっかりと立案でき
るので、利活用の相談に来ていた
きたい。

以上の審査を終了し、5議案を承
認しました。(浜野記)

美浜町議会現地視察

エネルギー環境教育体験施設
ほか4ヶ所を視察

3月22日現地視察を行いました。
エネルギー環境体験施設は、旧
丹生小学校舎をリニューアルする
棟と、3階建ての新築の棟があり、
現在、空調や電気工事を行って
おり、本年9月末の完成を目指して
います。
菅浜住宅団地は、7区画あり、
そのうち5区画の分譲が完了して
います。

歴史文化館は、旧せせらぎ保育
園を改修し、埋蔵文化財や民具な
どが展示され、本年4月に開館し
ます。
多目的屋内運動場についても、
人工芝が敷き詰められ、いつでも
プレイできる状態でした。
また、運動公園野球場グラウン
ド工事は、芝生等の張替えが終わ
り、再生した土を内野に敷き詰め
る最終工事に入っていました。
(兵庫記)



歴史文化館



菅浜住宅団地



エネルギー環境教育体験施設



多目的屋内運動場



総合運動公園野球場

質 問

3月定例会では4人の議員が一般質問に立ち、町行政について、問いただきました。



竹中 良廣 議員

使用済み核燃料に町独自で課税をしては

新税導入に関しては県との調整、協議が必要

問 廃炉を進めるに当たり、使用済み核燃料は長期に保管されるようだ。この使用済み核燃料に町独自で課税をしてはどうか。

町長 県が課税をしている核燃料税が今年11月に見直しがあり、この辺を含め県と協議をする必要がある。

問 使用済み核燃料税の導入はすでに他の自治体で導入しており、一定の税収を上げている。美浜町も導入すべきと考えるか。

町長 現行の県の核燃料税は新燃料と運転による出力割での税収である。今後廃炉になると税収が見込めない状況になることから、県と立地町との協議が重要と考える。

広域で進めるゴミ焼却施設を廃棄物発電所にしては

敦賀・美浜でゴミ焼却施設を検討、敦賀市と発電施設として協議する。

問 廃炉に伴い立地自治体の新エネルギー構造転換が求められていて、そこで、今、広域連携で進めようとする。

しているゴミ焼却施設において、敦賀・美浜で新規の焼却炉を建設しそれを廃棄物発電所にしてはどうか。

町長 町としても廃棄物発電は以前から検討している。燃料となる物量が課題であったが、敦賀市と共同運営になると物量的にも可能と考える。今後、敦賀市とも協議を進めたい。

今年の空き家実態調査結果は

329戸(棟数で427棟)の空き家、その内55%が不良

問 特定空き家に対する特別措置法が国から出された。これによる条例を制定し取り組む必要があると考えるか。

町長 大部分、法で整備されていると専門的に判断しているが、今後、空き家対策協議会を設置しその審議の中で必要性も検討する。

問 最近の空き家実態調査結果はどうだったのか。

命幹 平成27年度、町の実態調査を行い、329戸(棟数で427棟)の空き家が確認された。今回の調査はA、B、C、Dに分け判定を行いその内C、Dが不良空き家で、C判定が165棟、D判定が68棟で全体の55%となる。

問 特定空き家予備軍の建物194棟も放置すれば特定空き家になる。そうならないための対策は

命幹 空き家バンクの登録、住宅改修の補助、空き家見学ツアーなどを実施し移住、定住を進めていきたい。



浜野 健治 議員

電源3法交付金、約2.4億減少

問 美浜町平成28年度当初予算が提案されたが、町民税の状況、特に原子力発電所関連の1・2号廃炉、3号機みなし発電量に対する税額ダウン等、税収、交付金等を含め歳入に及ぼす影響をお聞きしたい。

町長 全体としては、歳出計画をしっかり立てるから始め、町民サービスを充実するため基金の活用、新しく出来た交付金、起債によって約81億の当初予算を組みました。

総務課長 町税で賄える割合は約3割と見ており28年度は23.9億を計上しております。個人町民税は前年比微増で、人口減は直接効いておりません。発電所関連の影響として、電源3法交付金は廃炉により約7.8億減少、固定資産税も約0.7億減少しました。国の激変緩和措置等で8割程度の補填があり、実質約2.4億の減少になりました。結果的に一般会計に占める原子力発電所関連の歳入は約33.6億となり比率は41.5%前年比3.8%減となりました。全体として、継続事業等もあり、積み立て基金の活用、町債もやや増額しましたが、将来負担の適正化を計ると共に、事業の選択と集中に努めたいと考えております。

新幹線敦賀延伸対応を早く

問 北陸新幹線が順次福井市まで、そして平成34年には敦賀市までと予定さ

れておりますが、これらが美浜町に及ぼす社会的、経済的影響と、町としての対応策をお聞きいたします。

町長 美浜町長として同盟会の一員として実現に努力していきたいと考えております。又、美浜町を通過するとしても町の負担はなく、在来線の小浜線は存続されると聞いております。敦賀まで延伸したときの対応及び、それ以西のルートは決定がされていないので具体的対応策は考えておりません。

廃炉ビジネス参入の人材育成を

問 原子力発電所の廃炉ビジネスについて関電は「原子力発電所の廃止措置等に関する協定書」を県、町と締結しました。その中の地域振興対策について具体的にどの様に考えておられるのかお聞きいたします。

町長 全体で約30年という長い工程です。準備期間が済むと原子炉周辺の解体作業、その後、原子炉領域の解体撤去があるわけですが、電力会社に対しては地元企業の技術を活かした共同研究を促し、地元企業に対しては商工振興会を通じて発電所廃止措置の工事に意欲を持って参入する為の技術者育成を呼びかけております。

問 この廃炉ビジネスを美浜町の人口減少抑制策の絶好の機会ととらえて、今の小中学生から育てる必要がございませぬ。嶺南をエネルギー研究開発拠点化計画の基地と県はとらえていますが何があるのですか。

町長 今まで電子線照射施設、関電内のエネルギー研究センター、INSS内の熱流動実験棟、そして建設中のエネルギー環境教育体験施設、原子力レスキュー訓練施設等があり、農業分野の植物工場、大規模園芸施設等も含まれております。

質問、返答については質問者の
文責で掲載しています。



梅津 隆久 議員

身近に潜む アスベスト問題について

問 戦後建てられた約70年経過の家
屋で解体時期に来ている鉄筋、
鉄骨建てが対象となるが町内での調査は
出来ているのか。

町長 アスベストは肺がんを引き起
すことから県では条例を定め管
理体制を整えている。

住民環境課長 昭和20年以前の非木造建築物は
2戸有り。また、アスベスト吹
き付け材の可能性の物は昭和30
年から平成7年までで1236戸ある。
その内住居家屋は530戸あるのが現
状である。

問 国、県の対応方針が明確でない
のが現状であると思うが我が自
治体としての管理体制の確立と施工業者
への指導が必要と考えるが。

住民環境課長 解体工事前にはアスベストの使
用の有無調査が義務づけられて
いる。行政自ら調査はしていな
いが受注者や施工者から申し出があれば
調査費用補助制度がある。

問 調査経費や含有が判明した場合
の解体費用の増大を考えると受
注者、施工者共に事前調査抜きで解体し
てしまうのが実態かと思う。

生活住民課長 受注者、施工者は事前に調査義
務が有り発見された場合は大気
汚染防止法で管理されているこ
とから不適合と認められた場合は作業の停止
を命ずる事が出来る。

問 自治体には飛散防止条約的なも
のは無いが町単独で制定して
もらいたい。

生活住民課長 県ではアスベスト健康被害防止
条例を定めている。町単独での
規定は不要と考える。

意見 今後、施工者等への積極的な指
導管理をよろしく願いたい。

太陽光発電「ソーラーパネル」 の施工規制について

問 近年町内の空き地にソーラーパ
ネルの設置が増えている。環境
周辺の景観悪化防止や突風等による損壊
飛散事故が報道されている。町民の安全
確保の観点から設置条例等を設け規制す
る必要があると考える。

町長 町内では損壊の報告は聞いてい
ないし国の基準も定まってい
ないこともあり町での基準制定は難しいと
考える。

土木建築課長 法律上建築物に該当しないこと
から、今のところ規制出来ない。
国の方針を踏まえながら今後の
動向を注視していきたい。

意見 管理されないまま町内に増加し
景観と安全が損なわれることに
至らない様、規制する観点から発電事業
として設置する施工者には固定資産税の
徴収等、考えていって頂きたい。



河本 猛 議員

からだの不自由な方の 雇用政策について

問 私たちが生きている近代民主
義の社会においては、基本的人
権が尊重され、一人の人格ある人間とし
ての尊厳が保障される社会でなければな
らない。からだの不自由な方が自立し、
多様性ある一人の人間として社会参加す
るためには、一般労働者と同じ水準で常
用雇用労働者となり得る機会が必要であ
る。国は常用労働者の数に対する割合で
障害者雇用率を設定して事業主などに障
害者雇用率の達成義務を課すことによっ
て、からだの不自由な方が常用労働者と
なり得る機会を保障している。美浜町は
2.3%の法定雇用率を達成できている
のか。雇用率と雇用者数を示していだ
きたい。

総務課長 本町の障害者の雇用率は25.9%
雇用者数は3人である。
特に福祉や教育機関では行政窓
口での親身な対応が求められて
いる。社会生活の中で同じ悩みや苦勞
が理解できてこそ行政と住民の深いつ
ながりや「きずな」ができ、住民福祉

の向上もより発展していく。からだの
不自由な方を美浜町が積極的に正規職
員として雇用することで、福祉のまち、
人権のまちとしての役割を果たし、同
じような環境で暮らす住民の願いに親
身になって答えることができる行政運
営ができるようになる。から
だの不自由な方の雇用政策について町
長の考えを伺いたい。

町長 町内には障がい者の雇用を確保
している団体があり、はこべの
家に対する雇用拡大のために町としても
補助をしてきた。なびあすの中には、障
がい者の雇用を確保するための喫茶店を
委託している。そういう団体できちっと
雇用をしていただいているので、今後も
要請があれば、できるだけの支援をやっ
ていきたいと考えている。

意見 「きずな」を大切にしたい町の基本
目標や政策を言葉どおり実現し
ていくためには、からだの不自由な方
気がかかりな方も一緒になって町の取り組
みに参加していく必要がある。また、取
り組みの中で、他人に対する気遣いや思
いやりが生まれると思っている。

★その他に、次の項目も一般質問しま
した。

全国障害者スポーツ大会(福井 しあわせ元気大会)について

美浜町新庄〜滋賀県高島市間の
道路整備促進期成同盟会について

美浜町議会 基本条例を制定

【議会活性化特別委員会】

議会活性化特別委員会は、3月の議会において審議を終結し、議会基本条例の制定をもって役割を終えました。

6年前から議員全員により議会活性化特別委員会を設置し、地方分権時代に対応した議会を目指し審議を重ねてまいりました。

その間、先進他都市の議会を視察し、調査研究を重ね、議会の活性化について、実行できることは即座に取り入れ実行してまいりました。

例えば、本会議での一般質問の方式を、議員の質問と町長等の答弁を議場で対面する形式とし、一人の持ち時間を1時間と定め、一問一答の対話方式に改めました。また、各区のご協力のもと議員が3班集体で出向き、「議会と語ろう会」を開催させていただきました。「議会だより」は、発行から24回を数え、多くの町民の皆様にお読みいただき、議会の活動をご理解いただけたことと存じます。

議会の活性化は、これで終わったわけではありませんが、一旦委員会を閉じ、今後は議会運営委員会にゆだねることといたしました。

議会基本条例の規定に基づき、開かれた議会を目指し、議員の自己研鑽に努め、町民の皆様の負託に応えられるよう努めてまいりますので、今後ともご指導、ご助言をお願いいたします。

(兵庫記)

美浜町議会基本条例

3月議会において、美浜町議会基本条例を制定しました。この条例は、美浜町の議会及び議員のありかたを示す美浜町議会の最高規範です。特に、町民の皆様によりわかりやすい議会を目指すことと情報を公開し、町民と共にこの町を住みよい豊かな町にしたいという思いがこもっています。私たち議員は、この条例に基づき、地域や行政の課題に取り組み、議論を重ね、議会活動を進めてまいります。

(野瀬記)

《前文》

美浜町議会は、町長とともに二元代表制を構成する町の意思決定機関として、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

また、美浜町議会は、議員による合議制の機関としての特性を活かして、町民の負託に応えるべく活動し、その意思を町政に適切に反映させ、町として最良の意思決定に導く使命を有している。

特に、人口減少が加速し、地方分権改革を推し進める今日、美浜町議会は町民の代表機関として地域の発展と福祉の向上に果たすべき役割は大きく、その持てる権能を十分に発揮して、町

行政の立案、決定、執行及び評価を監視し、論点及び争点を広く町民に明らかにするとともに、自ら政策の提言及び立案を行う必要がある。

わたしたち美浜町議会は、自由かつ達な議論を通してこれらの使命を達成するため、かつ、開かれた議会を目指し、積極的な情報の公開、町民の参加、議員間の自由討議、行政機関との緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保及び議会活動を支える体制の整備等について定めることとし、美浜町議会の最高規範としてこの条例を制定する。

【前文の解説】前文は、なぜ条例を制定するのか。制定による効果は何かなどを謳い、理念や決意を表明するために、社会の基本となる法令に設けられるものです。

わたしたち美浜町の議会は、社会が取り巻く状況を正視し、美浜町議会としてまた議員として、美浜町のありべき方向性を見据え、議会の権能を十分に発揮して議会活動並びに議員活動にあたり、町民の負託に真摯に応えていくため、議会における最高規範として美浜町議会基本条例を制定するという決意を示しています。



本会議場 行政・議長側



本会議場 議員側

第1章 総則

●第1条(目的)

この条例は、町民に身近な美浜町議会(以下「議会」という。)を旨とし、議会及び議員活動の活性化と充実のために必要な基本的事項を定めることにより、町民の負託に的確に応え、もって本町の持続的かつ豊かな町づくりに寄与することを目的とする。

【条文の解説】第1章総則は、条例全体の目的や主旨を表しており、通常、条例の第1条に設けられ、ここ

では、目的として、美浜町議会は、町民の負託に比べて豊かな街づくりに取り組むことを目指しています。

第2章 議会の活動

●第2条(議会の活動原則)

議会は、町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、議会の権能を最大限に活用し、町民の負託に応えなければならぬ。

2 議会は、町民の福祉の向上に資するため、公正性及び透明性を重んじ、町民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映できるよう努めなければならない。

【条文の解説】第1項は、議会に与えられた役割として、法令により、権限や義務があります。主な権限には、議決権、議案提出権、予算の修正権、発言権、検査及び監査請求権、調査権、請願や陳情の処理、また、義務として議案の審議にあたり、予算を議決し決算を認定しなければなりません。このような権限を充分にわきまえ、議会活動に努めることを律しています。

第2項は、豊かなまちづくりを進めていくために、議会においても町の政策に深く関わり、町民の声を反映

した政策を提案できるよう努めることとしています。

第3章 議員の活動

●第3条(議員の活動原則)

議員は、議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討論を重んじなければならない。

2 議員は、町政の諸課題について、町民の意見等を的確に把握し、これを政策形成に反映できるよう自己研鑽や資質向上に努め、町民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、自らの議会活動について、町民に対する説明責任を果たさなければならない。

【条文の解説】第1項について、議会は、議員一人ひとりの考え方や意見があります。その考え方や意見を自由に発言し十分に議論したうえで議決されたことが議会の意思となり、合議制といわれます。この合議制をわきまえ、議員個々の考え方や意見を尊重し、議論を尽くすことを律しています。

第2項は、第1条第2項の条文中の政策形成に資するためには、議員は常に、自己の能力を高めるよう努力し、議員としての自覚をわきまえる

よう律しています。

第3項は、議員は議案の審議における過程や表決における決定等、議会の活動について、町民に対し明確な説明をするよう律しています。

●第4条(議員の政治倫理)

議員は、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない。

【条文の解説】議員は町民の代表として、また公の立場にある者として、その言動を厳しく律し、道徳的な観念を養うよう定めています。

第4章 町民と議会の関係

●第5条(町民との関係)

議会は、議会の活動に関する情報公開を積極的に行うとともに、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努めるものとする。

【条文の解説】第3条第3項に定めるように、議員一人ひとりについても説明責任があるように、議会に対しても、議会活動に関して、議会の情報を町民に説明するよう努めることを定めています。

●第6条(町民の参加)

議会は、町民との意見交換の場を設け、町民の意見を聴取して町政に反映させるものとする。

【条文の解説】議会は、「議会と語ろう会」等の場をつくり、広く町民の意見を聴き、町の課題等を把握してまちづくりに活かすよう定めています。

第5章 議会と行政の関係

●第7条(会議における質疑及び質問)

本会議における議員の町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)への質問は、論点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

2 議会から本会議への出席を要請された町長等は、議員の質問に対しその趣旨を確認する上において、議長の許可を得て質問することができる。

【条文の解説】第1項は、これまでの

本会議での議員の質問の形式は、予め全問を問い、町長や職員がその問いの順に答えていくという方法をとっていました。しかし、この方法では、質問全部に答えるまで質問者は再質問ができなかったため、質問者にとっても、また、聞いている側も、分かりづらい問答でした。このため、一つの質問に

即座に答えるような会話形式に改め、一問一答方式を採用することとしました。なお、この方式は、平成25年から実施しており、この度の条例に明文化したものです。

第2項は、本会議において、議員の質問に対し、これまで町長や職員は議員の考え方を聞いたたり議員の質問の内容がつかめない場合があっても、町長や職員から質問をするという行為はできませんでした。しかし、そういった場合でも議長が許可すればできるよう定めました。

●第8条(政策等の説明)

議会は、町長が提案する重要な計画及び事業について、その審議における論点を明確にし、意思形成に資するため、町長等に対し説明を求めることができる。

2 前項の場合において、次の資料の提出を求めることができる。

- (1) 目的及び必要性
- (2) 総合計画との関係
- (3) 予算規模、その財源措置及び運営コスト
- (4) その他必要とする情報

【条文の解説】第1項では、町長が議

案として議会に提出する計画は、平成24年に制定した「地方自治法第96条第2項の規定による美浜町議会の議決すべき事件を定める条例」に、

基本構想及び基本計画(美浜町総合振興計画)の策定、変更又は廃止に関するものと規定されています。そのほかにも、美浜町には、防災、環境、福祉、農業及び教育など、それぞれの部門で重要な計画を策定しており、これまでも、町長からの申し出や議長の要請により、全員協議会等で説明の場がありました。こういった計画や大きな予算が伴う事業、また町政に及ぼす大きな事象についても、議会に対し説明するよう町長や職員に求めることを規定し、明文化しました。

第2項は、第1項に掲げる重要な計画や事業について議会で審議するためには、行政の説明に伴う資料を提出してもらう必要があります。特に、町民にとって事業の目的と必要性は重要な事項です。また、予算規模や運営コストについても、町税や交付金などの収入も勘案しながら事業に見合った金額かどうか見極める必要があります。そのほかにも、第4号において必要とする情報を求めるとして、必要に応じ、提案に至る経緯、計画及び事業の期間並びに工程、図面や詳細図、他の自治体の動向、人員構成などを求めることになっています。

●第9条(予算及び決算における政策説明)

議会は、予算及び決算の審議を行うに当たっては、わかりやすい説明資料の提出を町長等に求めるものとする。

2 前項の説明資料のうち決算における主要な施策の説明については、その評価及び課題並びに今後の方針についての説明を求めるものとする。

【条文の解説】第1項は、予算及び決

算を審議するための必要な資料の提出を求めています。特に、議会が審議する案件の中でも予算と決算は重要事項です。このため、審議を尽くすうえにおいて、よりわかりやすい資料の提出を求めています。

第2項は、決算の審議における説明について規定しています。決算の認定は、町の予算が適正に使われているかどうかということも大事な要素ですが、事業評価が特に大事な要素です。町が実施した事業の評価を自ら行うことによって、課題や今後の方針が見えてきます。Plan(計画)があり、Do(実施、実行)を行い、Check(点検・評価)をしてAct(処置・改善)という流れが機能すれば、まちづくりの方向が定まり、住みやすい豊かな美浜町になっていきます。

●第10条(議決事件の拡大)

議会は、地方自治法第96条第2項の規定による美浜町議会の議決すべき事件を定める条例(平成24年美浜町条例第50号)に定めるもののほか、特に重要な計画については、議会の議決事件の拡大についての協議を町長等に求めることができる。

【条文の解説】第8条において解説しました特に重要な計画を、議会において議決しなければならない計画として条例で定める場合、町長等と協議して決定しようとするものです。本町においては、「防災計画」、「環境基本計画」、「農業基本計画」、「福祉計画」、「教育大綱」などの大きな計画がありますが、これらについても町民にとって大事な計画であり、町長と共に美浜町のまちづくりを進めていくためにも、議会が深く関わっていく必要がある計画ですので、協議していくこととしています。

第6章 議会運営

●第11条(議会の運営)

議会は、町民に開かれた議会として、町民参加を不断に推進する議会を目指し、わかりやすい議会運営に努めるものとする。

2 議会は、必要に応じて参考人制度及び公聴会制度を活用し、町民や学識経験者等の専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を町民提案と受け止め、それに係る審議においては、必要に応じて参考人の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 議長は、本会議を傍聴する者から、審議に用いる資料等を求められたときは、これに応じるものとする。

【条文の解説】第1項は、議会は、とすれば町民にわかりにくい組織として捉えられがちのところがあありますので、町民が身近に感じられるような議会にしようといった内容です。

第2項では、議会の制度として、参考人を招いたり公聴会を開催することができまますので、この制度を活用し、町民の意見や学識経験者などの意見を参考にして、町政に反映させていくことを規定しています。

第3項は、第2項の内容を、特に請願や陳情について規定しています。

第4項は、議会の傍聴人に対して、議会での審議の内容がよりわかりやすいものとなるよう、審議における資料の提供について規定しています。

●第12条(自由討議における論点及び争点の整理)

議会は、議員間において議論を尽くして論点及び争点の整理に努めるものとする。

【条文の解説】議会は、本会議において議案の表決までに行う議員間の討論により、反対又は賛成の討論しかできません。この討論をもって議員一人ひとりが賛成又は反対の意思を決定し採決することになります。しかし、とすれば討論なく採決されることが多くあります。また、賛成又は反対のほかにも、議案を修正すればより良い結果が生まれることもあります。このため、町長から提出された議案や議員による提案など、全員協議会や委員会において、議員一人ひとりの考え方や意見を議員間で自由に議論する場を持ち、お互いの意見を尊重しつつ議論を尽くした後、採決又は政策の決定につなげようとしています。

●第13条(政策の提案)

議会は、自ら政策を提案し、条例を立案する等、議案の提出権を積極的に行使するものとする。

【条文の解説】第2条に述べたように、議会は、多くの権限を有してい

ます。その中でも、自ら議案を提出し条例を制定することも権限の一つです。議会においてもこの権限を積極的に行使し、町長と協議のうえ、より良いまちづくりを進めていきたいという考え方をしています。

●第14条(議会情報の公開)

議会は、町民の知る権利を尊重し、美浜町情報公開条例(平成15年美浜町条例第10号)に規定する議会の保有する情報の公開を図り、議会の活動を町民に説明する責務を全うするよう努めるものとする。

2 議会は、本会議のほか、委員会及び全員協議会を原則公開するものとする。

3 議会は、町民に議案並びに町の政策に対する議員の意見及び提案等を公表し、議会活動の情報提供に努めるものとする。

【条文の解説】第1項では、議会が持っている情報を町民に公開すること、また、議会の活動について説明責任に努めるよう規定しており、情報の公開は、美浜町情報公開条例において規定するもので、この条例の前文に、町が保有する情報は住民との共有財産であると謳われています。議会においてもこの条例に則り、議会の情報を公開し適切な説明を行うこととしています。なお、こ

れまでも、本会議における会議録は、美浜町役場内の町民プラザにおいて、閲覧ができるように設置してあります。

第2項は、法令で定められた会議、本会議、委員会及び全員協議会について、公開することを定めています。本会議における傍聴の規則はありますが、委員会及び全員協議会についてもこの規則を概ね遵守して実施しています。ただし、町又は町民の利害を損なうなど、それ相当の理由がある場合に限り秘密会をすることができますので、この場合は公開されません。

第3項は、議会活動における、議員の意見等の情報公開に努めるよう定めており、委員会や全員協議会における意見なども積極的に提供するように努めるものです。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

●第15条(議会事務局の機能強化)

議会は、議員の政策形成及び立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査研究及び法制執務の機能を強化するように努めるものとする。

【条文の解説】議会事務局は、議員の政策提案並びに条例案を策定する場合、議会の通常業務のほか、政策に対する調査研究や法制執務に精通し、議員の議会活動を補佐する役割があります。このため議会事務局の強化、充実が求められており、これに努めることを規定しています。

●第16条(議員研修の充実強化)

議会は、議員の資質向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

【条文の解説】議会は、議員が議案を審議するうえにおいて、豊富な知識と的確な判断力を養うとともに、自ら政策を提案し、条例案の策定等における能力を高めるため、議員の研修を充実するよう規定しています。

●第17条(議会の広報活動)

議会は、多様な広報手段を用いて議会活動を広く広報し、町民の議会及び町政に対する関心を高めるよう努めるものとする。

【条文の解説】第3条第3項、第5条及び第14条第3項において、町民の知る権利と議会の説明責任を果たすよう規定したとおり、議会の広報について、「議会だより」やインター

ネット等の手段を通して広く町民に広報し、町民が町の政策に関心を持ち議会活動に理解が深まるよう努めることを規定しています。

●第18条(交流及び連携の推進)

議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を図り、情報交換及び調査研究等に努めるものとする。

【条文の解説】議会は、本町が実施する事業、また、実施しようとする事業に止まらず、先進他都市の状況を広く把握し、本町の政策に活かすため、他自治体議会との交流を促進するとともに、共同で行うことができる事業等については、近隣自治体等と連携して行うことを推進することに努めるよう規定しています。

●第19条(議会図書室の充実)

議会は、調査研究並びに議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会図書室の充実に努めるものとする。
2 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

【条文の解説】第1項では、地方自治法において、議会には図書室を設置するよう義務付けられており、議員の能力向上に役立てるよう図書蔵書等の充実に努めるよう規定してい

ます。
第2項では、町民が議会の図書室を利用できるよう規定したもので、広く町民との交流や意見交換等ができる場として期待するものです。

第8章 議員定数及び報酬

●第20条(議員定数)

美浜町議会議員定数条例(昭和33年美浜町条例第1号)に規定する議員の定数の改正をしようとするときは、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、町民の意見等統一的な観点から決定するものとする。

2 美浜町議会議員定数条例を改正しようとするときは、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正の理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。

【条文の解説】議員の定数は、美浜町の条例で規定されており、この改正については、改正しようとするときの社会の変化や美浜町が置かれている状況を分析し、慎重に決定するよう規定したものです。

第2項では、改正する理由について、議員はもとより町民が理解できる明確な理由をつけることを義務付

けています。

●第21条(議員報酬)

美浜町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和47年美浜町条例第24号)に規定す
る議員報酬の改正をしようとするとき
は、行財政改革の視点だけでなく、町
政の現状及び課題並びに将来の予測と
展望を十分に考慮するとともに、町民
の意見等統合的な観点から決定するも
のとする。

2 美浜町特別職の職員で非常勤のも
の報酬及び費用弁償等に関する条例
に規定する議員報酬を改正しようとし
るときは、町民の直接請求による場合
及び町長が提出する場合を除き、明確
な改正の理由を付して、委員会又は議
員が提出するものとする。

【条文の解説】第20条において解説
したとおり、議員の定数の改正と同
様、議員の報酬を改正しようとする
ときは、社会の変化や美浜町が置か
れている状況を分析し、慎重に決定
するよう規定したものです。
第2項では、改正する理由につい
て、議員はもとより町民が理解でき
る明確な理由をつけることを義務付
けています。

第9章 最高規範性と見直し 手続き

●第22条(最高規範性)

この条例は、議会における最高規範
であつて、議会はこの条例の趣旨に反
する議会の条例及び規則を制定し、又
は改廃してはならない。

2 議会及び議員は、この条例に定め
る原則及びこれに基づいて制定される
議会関係の条例等を遵守しなければならない。

3 議会は、議員にこの条例の理念を
浸透させるため議員の任期の初め及び
必要に応じて、この条例に関する研修
を行わなければならない。

【条文の解説】第1項で、「議会基本
条例」が議会に関する他の条例・規
則等の中で最高規範であることを規
定しています。なお、形式的には他
の条例との間に、法的に効力の優劣
があるものではありませんが、制定
目的やその内容から、最高規範性を
有しているものと考えます。このた
め、当然のことですが、この条例に
反する条例や規則の制定を禁止して
います。

第2項では、議会及び議員はこの条
例の規定を守らなければならないと
義務付けています。
第3項において、議会が改選された

とき、また、再確認が必要な場合
に、この条例の理解を深めるため研
修の実施を義務付けています。

●第23条(議会改革)

議会は、この条例に基づき、不断に
議会改革に取り組まなければならない。

【条文の解説】議会は、この条例の規
定にあるよう、議会及び議員の活動
について、常に最良の方法を見出し、
実施するよう義務付けています。

●第24条(評価)

議会は、議員の任期の間に1回以上、
この条例の目的が達成されているかど
うかを評価しなければならない。

【条文の解説】議員の任期は4年と定
められており、この4年間に少なく
とも1回以上、第1条の目的を達成
するために、議会及び議員の活動が
この条例の規定どおり施行されてい
るか議会が自ら検証し、評価する
よう義務付けています。

●第25条(見直し手続き)

議会は、前条の規定による評価の結
果、必要があると認めるときは、この
条例の改正を含め、適切な措置を講じ
るものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合に

は、本会議において改正の理由及びその
背景を詳しく説明しなければならない。

【条文の解説】第24条の規定により、
見直しの必要があれば、議会として適
切な措置を講じることとしています。
第2項では、この条例の改正におい
て、本会議において十分な説明をす
るよう義務付けています。

第10章 補則

●第26条(委任)

この条例に定めるもののほか、必要
な事項は規則で定める。

【条文の解説】条例の施行に当たっ
て、この条例に関係する条例・規則・
要綱・申し合わせ事項などを、本条
例との整合性を重視しながら、必要
な事項を議会として別に定めていき
ます。



美浜町立小学校
卒業式

新しい町内3つの小学校で3月17日、第1回卒業式が行われました。新しい校歌もしっかりと歌えるようになり、下級生をリードする最高学年としての責任も果たされ、たくましく成長した卒業生のみなさんの姿がとても頼もしく見えました。
 私たち議会議員もみなさんの成長を見守っています。中学校でも勉強・クラブ活動がんばってください。(河本記)



美浜中央小学校



美浜西小学校



美浜東小学校



美浜町議会
広報特別委員会

- 【委員長】 野瀬 雅己
- 【副委員長】 河本 健猛
- 【委員】 山本 和治
- 兵衛 賢一
- 竹内 良廣
- 辻健一郎

美浜町議会では、特別委員会の委員は2年で構成替えをするルールがあり、広報特別委員会のメンバーも大幅に交代しました。美浜町議会基本条例にあるように、今後とも議会の情報や町の政策などをわかりやすく広報していきたいと考えていますので、よろしくお願います。(野瀬記)

美浜町立小学校
入学式

新年度となり4月6日、美浜町の小中学校で入学式が行われました。
 緊張と希望にあふれる表情を見ていると私たちも学生だった頃を想い出し、古き良き時代の郷愁を感じます。
 新入生のみなさんの成長を楽しみにしています。(河本記)



美浜中央小学校



美浜西小学校



美浜東小学校

編集後記

美浜町議会の特別委員会は、広報特別委員会と原子力特別委員会があります。そして、3月議会で、4年間にわたって審議を重ねてきました議会活性化特別委員会が、議会基本条例の制定をもって審議を終結し終了しました。